令和2年度

兵庫県職員互助会会員の皆様へ

団体総合生活保険のご案内

申込締切日 令和2年6月12日(金) 互助会必着

●団体割引の適用により、割安でご加入することができます。
●会員の方が退職後、満80歳(注)まで継続して加入することができます。
(注)会員ご本人の年齢となります。新規加入は満70歳までの方となります。

団体総合生活保険 団体割引 約36%[*1] 適用

特徴1 団体割引・損害率による割引を生かした**割安な保険料**でご加入頂けます。

特徴2 さまざまなリスクに対応する**7つの補償**をご用意。

傷害 | 賠償 | 財産 | 費用 | 医療 | がん | 介護

特徴3 1年更新型なので、ライフステージの変化に合わせて必要な**補償の見直しが可能**

詳細はご説明動画をご覧ください!

*1 (1−団体割引25%)×(1−損害率による割引[*2]15%適用)
*2 天災危険補償保険料には損害率による割引は適用できません。

保険期間 令和2年8月1日午後4時から令和3年8月1日午後4時まで1年間

保険料払込方法 毎月の給与から引き去ります(8月給与から引き去り開始)。

加入方法 「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
新規ご加入の方、変更を希望される方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、兵庫県職員互助会へご提出ください。申し込み方法等につきましては、後記「加入手続きについて」をご参照ください。今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

■加入手続きについて■

1 団体総合生活保険 商品改定のご案内（2019年10月1日以降始期契約より改定）

(1) 各補償共通の改定内容

改定項目	概要
薬物免責規定の改定	危険ドラッグを使用した状態で自動車を運転している間に生じた傷害等を免責とします。
介護保険法改正に伴う改定	介護保険法改正により新設される「介護医療院」について、「介護療養型医療施設」と同等の施設として取り扱います。
「同居」の定義の明確化	マンション等の集合住宅の別の住戸に居住している場合は、「同居」の定義における「同一家屋」にあたらないことを明記します。
サービス「デイリーサポート」の運用の見直し	「法律・税務相談」および「社会保険に関する相談」の電話受付時間を変更します。 また、「介護アシスト」で同様のサービスを提供しているため、「介護関連サービス」を廃止します。

(2) 各補償固有の改定内容

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償	① 傷害補償	② がん補償	③ 賠償・財産・費用に関する補償

①	②	③		
○		○	保険料の改定	直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、保険料を改定します。
○			「交通乗用具」におけるストライダーおよびドローンの取扱いの明確化	ストライダー（ペダルなし二輪遊具）およびドローンは「交通乗用具」に含まないことを明記します。
○			「ギプス等」に関する規定の改定	実際に通院していない場合であっても、ギプス等を装着した所定の場合に通院したものとみなして通院保険金をお支払いする「みなし通院」の取扱いについて、「その他これらに類するもの」を限定列挙方式に変更します。また、保険金のお支払対象となる部位に顎骨および顎関節等を追加します。
	○		がん手術保険金の支払条件の見直し	がん手術保険金のお支払対象となる「悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の放射線照射」について、「50グレイ以上」の条件を廃止し、放射線量に関係なく保険金をお支払いします。
		○	「個人賠償責任補償特約」の補償対象の拡大	保険金のお支払対象に、以下の損害賠償責任を追加します。 ① 以下の管理財物を損壊（(a)と(b)のうち動産については、盗取された場合を含みます。）したことによって保険の対象となる方が負担する損害賠償責任 (a) 他人から預かった物・レンタル品等の受託品（日本国内で受託した財物に限ります。なお、携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。） (b) ホテル等の宿泊が可能な施設および施設内の動産　(c) ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート ② 誤って線路に立ち入る等して電車等を止めてしまった場合（電車等の財物損壊なし）に、鉄道会社から請求される振替輸送費用などの損害賠償責任 ③ 別居の未婚の子等（保険の対象となる方）の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する事故による損害賠償責任
		○	「祝賀会費用」の定義の明確化	「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の「祝賀会費用」について、祝賀会として開催されるゴルフコンペの同日に行われる懇親会等の費用もお支払対象となることを明記します。

2 申し込み方法（更新・新規・変更・脱退）

●更新（変更なし）	▶ 自動継続となりますので加入依頼書の提出は不要です。
●新規加入・変更加入（加入者・加入口数変更）	▶ 加入依頼書にご記入ご署名の上、互助会までご提出ください。 （加入依頼書が複数枚の場合は全ての加入依頼書をご提出ください。）
●脱退	▶ 既加入者で本保険から会員及びその家族が全員脱退する場合は、加入依頼書を互助会までご提出ください。 **この届出がない場合は継続加入となります。**
●手続締切日	▶ 令和2年6月12日（金）　互助会必着
●お問い合わせ	▶ （有）兵庫県職員互助サービス 保険課（TEL.078-332-1212）

3 保険料お支払方法

●保険料は8月分給与から毎月引き去ります。

4 注意点

●告知について	【医療補償、がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または医療補償の加入タイプを補償拡大タイプに変更される場合】必ず「健康状態告知書」(記入例裏面)をご確認いただき質問について回答欄のご記入とご署名をお願いいたします。
●期間中途での加入及び脱退	期間中の加入、脱退**(退会による場合を除く)**はできません。但し、家族加入者で死亡等の事由により脱退される場合は、「脱退届出(中途脱退)〔様式2号〕」の提出により中途脱退となります。
●加入者票	後日加入者票をお送りしますので、大切に保管してください。

5 退職時の手続き

●退職後継続意思確認票	ご所属へお配りしている「団体総合生活保険事務取扱要領」に掲載の「退職後継続意思確認票〔様式9号〕」をコピーしていただき、ご記入・ご捺印のうえ互助会までご提出ください。
●提出期限	退職後2週間以内

★退職後、退職特別会員(*)になった方で、退職者制度への移行をご希望の場合は、別途加入依頼書等の提出が必要となります。詳しくは(有)兵庫県職員互助サービスへお問い合わせください。
(*)退職特別会員とは、50才以上で互助会会員期間が10年以上あり、退職する際に入会手続きをされた方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】
配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思*1を有すること　②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

1 傷害補償(天災危険補償特約付)

Point

- 天災(地震もしくは噴火またはこれらによる津波)によるケガもお支払いの対象となります。
- 会員だけでなく、ご家族の方も加入できます。
  ご家族とは配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、及び会員(職員)と同居の親族をいいます。
- 会員の方が退職後、満80歳(注)まで継続して加入することができます。

(注) 会員ご本人の年齢となります。新規加入は満70歳までの方となります。

補償の範囲

たとえば… こんな場合に保険金をお支払いします。(国内外問わず対象となります。)

乗車中のケガ

乗物にはねられた時のケガ

階段で転んでケガ

地震によるケガ

自転車から落ちてケガ

海外旅行中のケガ

道路通行中に爆発に巻き込まれた時のヤケド・ケガ

職場の廊下で転んでケガ

(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはこのパンフレットの後記「補償の概要等」をご覧ください。)

保険金額(補償額)と保険料表

●加入限度／1名につき5口を限度とします。

タイプ		Aタイプ
一口あたりの月額保険料		月額 630円
一口あたりの補償内容	入院保険金日額 (1日あたり)	日額 2,300円
	通院保険金日額 (1日あたり)	日額 1,500円
	死亡保険金額	154.0万円
	後遺障害保険金額	程度により死亡保険金額の4%～100%
	手術保険金額 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。	入院中の手術　：入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：入院保険金日額の5倍

〈新規ご加入の場合〉
●加入依頼書に必要事項を記入の上、ご提出ください。その際、ご加入内容確認事項をご確認の上、ご加入される方の「職種級別」欄を正しくご記入ください。
〈既加入者の場合〉
●加入依頼書に前年度ご記入いただいた「職種級別」が記載されております。変更のある方につきましては二重線で訂正の上ご提出ください。

2 個人賠償責任補償

Point

●会員の方が退職後、満80歳(注)まで継続して加入することができます。

(注) 会員ご本人の年齢となります。新規加入は満70歳までの方となります。

示談交渉サービス付帯

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

たとえば… 次のような事故により法律上の賠償責任を負ったときに保険金が支払われます。

飼い犬が他人を噛んで
ケガをさせた

風呂の水を止め忘れ水漏れを起こし
階下の人に損害を与えた

ゴルフ中、誤って他人に
ケガをさせた

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。但し、東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、相手方との示談交渉はできませんので、ご注意ください。

*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

*2 兵庫県「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

3 携行品補償

Point

●会員の方が退職後、満80歳(注)まで継続して加入することができます。

(注) 会員ご本人の年齢となります。新規加入は満70歳までの方となります。

日本国内外を問わず、自宅外で携行している家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、ゴルフ・カート、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品等は、補償の対象となりません。

たとえば… 次のような携行中の身の回り品の損害に対し保険金が支払われます。

ゴルフ中、自分のクラブを
折ってしまった

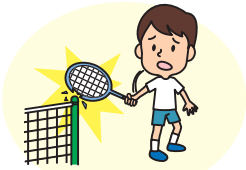
テニス中、自分のラケットを
折ってしまった

旅行中、カメラを落として壊した

通勤途中で、
ハンドバッグを奪われた

損壊した携行品の写真、修理見積書または修理不能証明書が必要となります。盗難の場合は警察への届出が必要となります。

※補償の対象とならない携行品があります。対象となる携行品の範囲等詳細は後記「補償の概要等」をご覧ください。

4 ホールインワン・アルバトロス費用補償

Point

●会員の方が退職後、満80歳(注)まで継続して加入することができます。

(注) 会員ご本人の年齢となります。新規加入は満70歳までの方となります。

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロス*を達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

(注)「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。

たとえば… 次のような費用が保険金として支払われます。

ホールインワンをして友
人に記念品を贈呈した

ホールインワンをして
祝賀会を開いた

ホールインワンをして
ゴルフ場に記念樹を植えた

ホールインワンをして、
キャディに祝儀を渡した

*同伴競技者および同伴キャディ等の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)であり、セルフプレー中に達成したホールインワン又はアルバトロス費用は保険金支払いの対象にはなりません。

保険金額（補償額）と保険料表

●加入者（被保険者本人）は会員の方のみで、申込口数は1口となります。

タイプ		Aタイプ	Bタイプ
月額保険料		月額270円	月額590円
補償内容	個人賠償責任補償	国内1億円 国外1億円 （1回の事故についての限度額）	国内1億円 国外1億円 （1回の事故についての限度額）
	携行品補償（国内外補償）* 1事故につき（免責金額）自己負担額 5,000円	30万円 （保険期間を通じての限度額）	30万円 （保険期間を通じての限度額）
	ホールインワン・アルバトロス費用補償	×	50万円

＊ 携行品補償は保険期間を通じて上記保険金額（補償額）を限度にお支払します。

●加入者（被保険者本人）は会員の方のみとなります。

●被保険者（保険の補償を受けられる方の範囲）

▶個人賠償責任：
会員本人およびその配偶者、会員本人またはその配偶者の同居の親族*1・会員本人またはその配偶者の別居の未婚*2の子

▶携行品補償：
会員本人およびその配偶者、会員本人またはその配偶者の同居の親族*1・会員本人またはその配偶者の別居の未婚*2の子

▶ホールインワン・アルバトロス費用：
会員本人のみ

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※賠償責任に関する補償において、ご本人が未成年者または上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

＊1 6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

＊2 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

5 医療補償

Point

- すべてのプランで日帰り（1 日）入院からの補償!
  1回の入院について60日が保険金お支払いの限度となります。
- ご加入の際、医師の診査は不要です。
  加入依頼書の質問欄に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。
  必ず「健康状態告知書」（記入例裏面）をご確認いただき質問について回答欄のご記入とご署名をお願いいたします。
- 配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、および会員と同居の親族の方も加入ができます。
  （ただし、保険期間開始時点で満 5 歳以上満 70 歳以下の方に限ります。）
- 会員の方が退職後、満80歳(注)まで継続して加入することができます。
- 高額な費用がかかる先進医療に係る技術料に対しても、600万円を限度に実額で補償されます!

※年齢は保険期間の初日時点の満年齢をいいます。（注）会員ご本人の年齢となります。新規加入は満70歳までの方となります。

先進医療って よく聞くけれど

先進医療*に係る技術料は全額自己負担です。

*「先進医療」とは、主務官庁が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる医療のうち、先進医療として主務官庁が定めたものをいいます。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

例えば）
総医療費が100万円、うち先進医療に係る費用が20万円だったケース

1. 先進医療に係る費用20万円は、全額を患者が負担します。
2. 通常の治療と共通する部分（診察、検査、投薬、入院料 *）は、保険として給付される部分になります。

保険給付分*=80万円（10割）｛7割にあたる56万円が各健康保険制度から給付。3割にあたる24万円が患者の一部負担金。

〈上記に係る例図〉

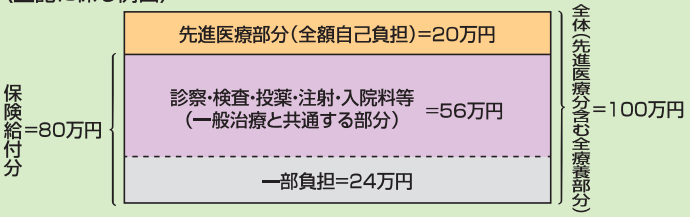

※保険給付に係る一部負担については、高額療養費制度が適用されます。
【出典】厚生労働省 平成28年HPより

さらに 先進医療とは? どれくらい費用がかかる?

●「先進医療」とは?
平成28年9月1日現在で101種類あります。
「先進医療に係る費用」については全額自己負担!
「先進医療に係る費用」以外の、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用は、一般の保険診療と同様に扱われます。
【出典】厚生労働省 平成28年HPより

●「先進医療の技術料」は、全額自己負担!
（診察料、投薬料、入院費等は公的医療保険が適用されます。）

先進医療の例

先進医療技術	技術料（平均額）	平均入院期間
陽子線治療	2,680,805円	13.0日

【出典】生命保険文化センター 平成28年HPより

だから 入院や手術の補償に加え、先進医療を補償する「医療補償」だと安心です。

入院費って いくらぐらいかかるの?

もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

直近の入院時の1日あたりの自己負担費用

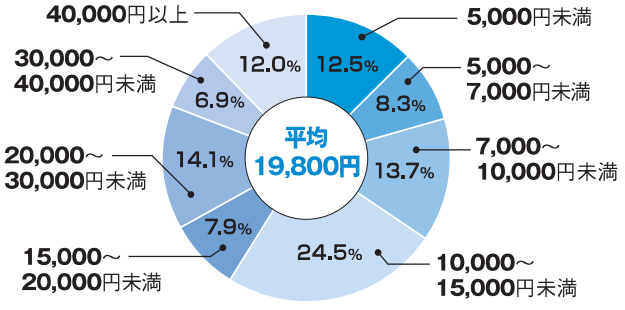

※1 過去5年間に入院し、自己負担を支払った人をベースに集計。
※2 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
※3 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品費等を含む。
【出典】（公財）生命保険文化センター「平成28年度　生活保障に関する調査」

さらに 病気によっては入院期間が長くかかります。

退院患者平均在院日数

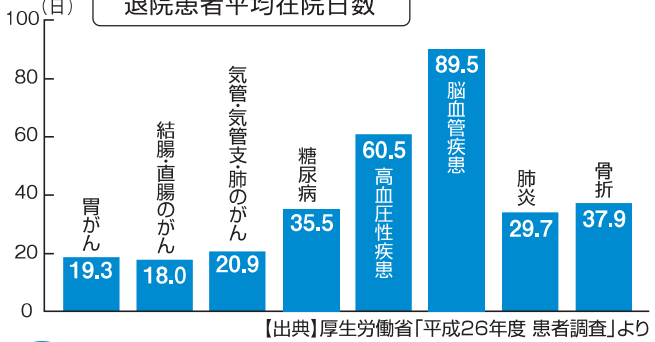

【出典】厚生労働省「平成26年度 患者調査」より

だから 入院や手術を補償する「医療補償」だと安心です。

保険金額（補償額）と保険料表

※申込口数は1口となります。

タイプ	基本タイプ				充実タイプ			
	A	B	C	D	E	F	G	H
疾病入院保険金日額	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
傷害入院保険金日額	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
退院後通院保険金日額	×				3,000円	5,000円		
疾病手術保険金額 傷害手術保険金額 （重大手術の支払倍率変更に関する特約）	重大手術（傷害・疾病）入院保険金日額の40倍 （重大手術の詳細は後記「補償の概要等」参照） 上記以外の手術：入院中 （傷害・疾病）入院保険金日額の10倍 上記以外の手術：入院中以外 （傷害・疾病）入院保険金日額の5倍 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。							
放射線治療保険金額	（疾病）入院保険金日額の10倍							
総合先進医療保険金額	総合先進医療基本保険金額 600万円 （実額払でお支払いします） 総合先進医療一時金額 10万円							

年齢		月額保険料							
5 ～ 9歳		300円	460円	700円	860円	370円	570円	810円	970円
10 ～ 14歳		280円	430円	650円	800円	350円	540円	760円	910円
15 ～ 19歳		300円	460円	700円	870円	370円	570円	810円	980円
20 ～ 24歳		380円	590円	910円	1,120円	460円	730円	1,050円	1,260円
25 ～ 29歳		400円	620円	960円	1,190円	490円	770円	1,110円	1,340円
30 ～ 34歳		410円	650円	1,000円	1,230円	510円	820円	1,170円	1,400円
35 ～ 39歳		430円	670円	1,040円	1,290円	540円	850円	1,220円	1,470円
40 ～ 44歳		460円	720円	1,120円	1,390円	580円	920円	1,320円	1,590円
45 ～ 49歳		560円	890円	1,390円	1,720円	710円	1,140円	1,640円	1,970円
50 ～ 54歳		690円	1,110円	1,740円	2,160円	880円	1,440円	2,070円	2,490円
55 ～ 59歳		910円	1,480円	2,330円	2,890円	1,190円	1,960円	2,810円	3,370円
60 ～ 64歳		1,250円	2,050円	3,240円	4,040円	1,660円	2,740円	3,930円	4,730円
65 ～ 69歳		1,650円	2,720円	4,310円	5,370円	2,260円	3,750円	5,340円	6,400円
70歳		2,210円	3,640円	5,790円	7,220円	3,270円	5,410円	7,560円	8,990円
更新加入のみ	71～74歳	2,210円	3,640円	5,790円	7,220円	3,270円	5,410円	7,560円	8,990円
	75～79歳	2,720円	4,500円	7,160円	8,930円	4,130円	6,850円	9,510円	11,280円
	80歳	3,240円	5,360円	8,530円	10,650円	4,720円	7,830円	11,000円	13,120円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（保険期間の初日時点の満年齢をいいます。）によって異なります。

6 がん補償

Point

- 初期のがんでも補償対象となります。
  ・「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。
- 再発・転移してもお支払します。
  ・がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが 一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、**それまでのお支払回数にかかわらず**お支払いします。
  ※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
- ご加入の際、医師の診査は不要です。
  加入依頼書の質問欄に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
  必ず「健康状態告知書」(記入例裏面)をご確認いただき質問について回答欄のご記入とご署名をお願いいたします。
- 配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、および会員と同居の親族の方も加入ができます。
  (ただし、保険期間開始時点で満 5 歳以上満 70 歳以下の方に限ります。)
- 会員の方が退職後、満80歳(注)まで継続して加入することができます。
- がん診断保険金の組み合わせによっては100万円・200万円・300万円をご準備することが可能です。

※年齢は保険期間の初日時点の満年齢をいいます。(注) 会員ご本人の年齢となります。新規加入は満70歳までの方となります。

補償の範囲

がんと闘う準備金として	**診断保険金**	初めてがんと診断確定されたとき*1、一旦治ゆした後、がんが再発したと診断確定されたとき*1等、入院の有無にかかわらず一時金としてお支払いいたします。
治療に専念していただくために	**入院保険金**	がんで入院されたとき入院1日目から(入院保険金日額×入院日数)をお支払いいたします。
手術に打ち克つために	**手術保険金**	がんの治療のため所定の手術を受けられたとき、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍・20倍・40倍をお支払いたします。*2
通院時の医療費や交通費などに	**通院保険金**	がんの治療で20日以上継続して入院した場合で、入院前または退院後の所定の期間内に通院されたとき(通院保険金日額×通院日数)をお支払いいたします。 ※1入院についての通院日数は45日が限度です。

●この保険は、死亡に対する補償はありません。
(*1):がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等により診断されることを要します。診断保険金のお支払いは被保険者(保険の対象となる方)ごとに保険期間(ご契約期間)を通じて1回に限ります。また、2回目以降の診断保険金の支払は、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。
(*2):手術の内容・種類によっては、回数の制限やお支払いの対象とならない場合があります。
●この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目ならびに厚生労働省大臣官房総計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年度版)準拠」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象とはなりません。

がんは気になる病気よね?

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

一生のうち、おおよそ2人に1人が、がんと診断されると言われています。

がんに罹患(その病気と診断される)する確率

部位	生涯がん罹患リスク(%)	
	男性	女性
全がん	62%	46%
胃	11%	6%
大腸	9%	7%

【出典】国立がん研究センターがん情報サービス
「がん登録・統計」「最新がん統計 がんに罹患する確率 累積罹患リスク(平成23年データに基づく)」より

さらに 心配なのは、医療費と入院日数

医療費・自己負担額の例
(胃がんで22日間入院したケース)

医療費の自己負担額	199,965円
差額ベッド代他	226,800円
合計	約42.7万円

※70歳未満、月収28~52万円の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)
【出典】(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2018年8月改訂版)をもとに当社にて作成

主ながんの平均入院日数

胃の悪性新生物	19.3日
結腸及び直腸の悪性新生物	18.0日
気管、気管支及び肺の悪性新生物	20.9日

【出典】厚生労働省「平成26年 患者調査」より

だから まとまった資金と長期の入院への準備ができると安心です。

保険金額（補償額）と保険料表

※申込口数は1口となります。

タイプ		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
保険金額	入院保険金日額	10,000円	がん診断保険金 100万円	がん診断保険金 200万円
	手術保険金額（手術の種類により）	10・20・40万円		
	通院保険金日額	5,000円		

年齢	月額保険料					
	新規加入時	継続加入時	新規加入時	継続加入時	新規加入時	継続加入時
5～9歳	90円	120円	70円	90円	130円	180円
10～14歳	100円	130円	100円	130円	200円	270円
15～19歳	90円	120円	70円	100円	150円	200円
20～24歳	80円	100円	40円	50円	70円	100円
25～29歳	100円	120円	80円	100円	160円	210円
30～34歳	130円	160円	130円	180円	260円	350円
35～39歳	160円	210円	190円	250円	380円	500円
40～44歳	230円	300円	280円	370円	550円	740円
45～49歳	310円	400円	390円	520円	770円	1,030円
50～54歳	460円	600円	630円	840円	1,250円	1,670円
55～59歳	680円	920円	980円	1,310円	1,970円	2,620円
60～64歳	980円	1,310円	1,430円	1,910円	2,860円	3,810円
65～69歳	1,270円	1,690円	1,910円	2,540円	3,810円	5,080円
70歳	1,680円	2,240円	2,370円	3,160円	4,730円	6,310円
更新加入のみ 71～74歳	×	2,240円	×	3,160円	×	6,310円
更新加入のみ 75～79歳		2,890円		3,810円		7,620円
更新加入のみ 80歳		3,490円		4,470円		8,950円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（保険期間の初日時点の満年齢をいいます。）によって異なります。また、この補償は新規ご加入の方の場合は待機期間があるため、ご加入初年度の保険料は安くなっています。今回更新される方は継続加入時保険料となります（次回更新以降は、割引率の変更、保険料率の改定等により、保険料が変更になる場合があります。）。

！ 新規ご加入の場合、ご加入者の保険期間の初日よりその日を含めて90日（待機期間）を経過した日の翌日の午前0時より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。

記入例

Point

A・B・Cそれぞれに加入される場合、被保険者欄をわけてご記入ください。

以下のパターンでの加入の際は、ご注意ください！

パターン①

現行の「がん診断保険金100万円」のご加入者が、「がん診断保険金200万円」へ補償を変更されない場合、新たに申し込む「がん診断保険金200万円」の契約については、**待機期間（90日間）が設けられ、健康状態告知書の取付が必要となります。**

パターン②

現行の「がん診断保険金100万円」のご加入者が、追加で「がん診断保険金200万円」に加入することで、がん診断保険金300万円の補償が提供可能です。
ただし、追加で申し込む「がん診断保険金200万円」の契約については、**新たに待機期間（90日間）が設けられ、健康状態告知が必要となります。**

パターン③

現行の「がん診断保険金100万円」の未加入者が、「がん診断保険金100万円」「がん診断保険金200万円」に加入することで、がん診断保険金300万円の補償が提供可能です。
新たに申し込む「がん診断保険金100万円」「がん診断保険金200万円」の契約については、**待機期間（90日間）が設けられ、それぞれ健康状態告知が必要となります。**

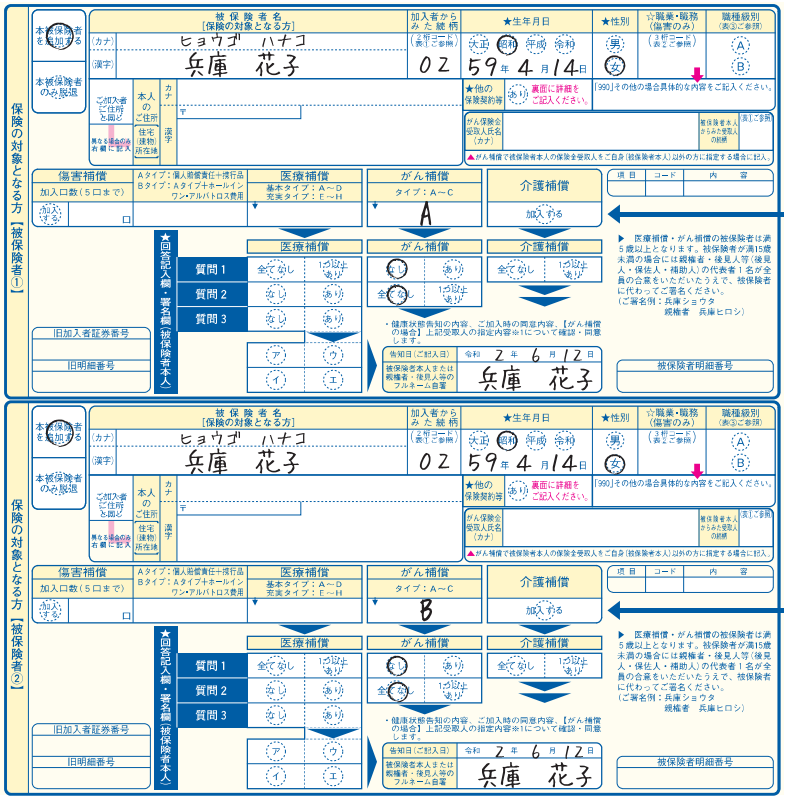

7 介護補償

Point

- 所定の介護状態となったときに、300万円の一時金を受け取ることができます。
  公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。
- 公的介護保険制度では給付の対象外となる年齢の方も補償します。
  公的介護保険制度では制度の対象とならない方*にも、補償をご提供することが可能となりました。
  ＊ 40歳未満の方または40歳以上64歳以下で介護保険法施行令第二条に定められている「特定疾病」以外が原因で要介護状態もしくは要支援状態となった方。
- ご加入の際、医師の診査は不要です。
  加入依頼書の質問欄に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
  必ず「健康状態告知書」(記入例裏面)をご確認いただき質問について回答欄のご記入とご署名をお願いいたします。
- 配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および会員と同居の親族の方も加入ができます。
  (ただし、保険期間開始時点で満5歳以上満84歳以下の方に限ります。次年度更新する場合は、更新時の被保険者年齢が満89歳以下とします。)
- 会員の方が退職後、満80歳(注)まで継続して加入することができます。

(注) 会員ご本人の年齢となります。新規加入は満70歳までの方となります。

補償の範囲

独自基準追加型（要介護2）

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払いします。

＊1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

■公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

■公的介護保険制度で介護認定がされない方も、東京海上日動所定の要介護状態であれば、補償されます。

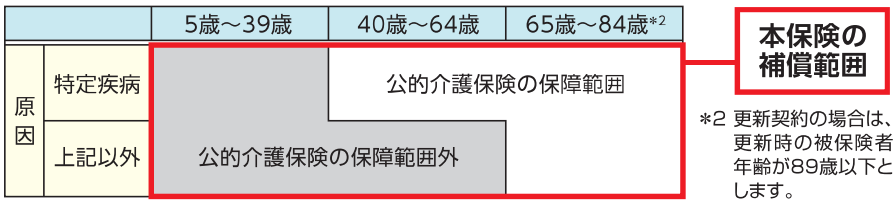

＊2 更新契約の場合は、更新時の被保険者年齢が89歳以下とします。

公的介護保険はあるけれど･･･？

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかるお金は･･･？

一時費用*1の合計：平均約70万円

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッドなどの福祉用品の購入などで初期費用がかかる可能性があります。

＊1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

【出典】(公財) 生命保険文化センター「平成30年度　生命保険に関する全国実態調査〈速報版〉」

要介護状態初期に一時的に必要となる主な費用の目安（自費で購入等した場合）

車いす
- 自走式 ･･･ 4～15万円
- 電動式 ･･･ 30～50万円

階段昇降機
- いす式直線階段用 ･･･････ 50万円～
- ※工事費別途

特殊寝台（介護ベッド）
- 15～50万円
- ※機能により金額は異なる

手すり
- 廊下・階段・浴室用など ･･･ 1万円～
- ※サイズ・素材により金額は異なる（工事費別途）

ポータブルトイレ
- 水洗式 ･････ 1～ 4万円
- シャワー式 ･･･ 10～25万円

移動用リフト
- 据置式 ･･･ 20～50万円
- レール走行式 ･･･ 50万円～
- ※工事費別途

【出典】(公財) 生命保険文化センター「介護保障ガイド　2018年8月改訂版」

だから　介護にはまとまった資金準備があると安心です。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額（補償額）と保険料表

タイプ	Aタイプ
介護補償保険金額	300万円
年　　齢	月　額　保　険　料
5 ～ 9歳	10円
10 ～ 14歳	10円
15 ～ 19歳	10円
20 ～ 24歳	10円
25 ～ 29歳	10円
30 ～ 34歳	10円
35 ～ 39歳	20円
40 ～ 44歳	30円
45 ～ 49歳	70円
50 ～ 54歳	140円
55 ～ 59歳	290円
60 ～ 64歳	610円
65 ～ 69歳	1,280円
70 ～ 74歳	2,670円
75 ～ 79歳	5,840円
80 ～ 84歳	13,460円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）によって異なります。

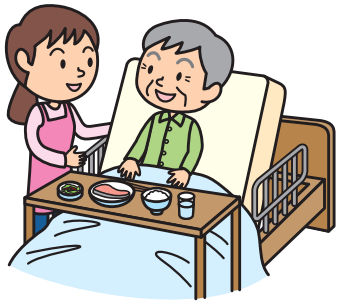

公的介護保険制度とは

［公的介護保険制度の概要］

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

［公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件］

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 （寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態 （日常生活に支援が必要な状態）

＊1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

［公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について］

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当（自立）		歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態。

■サービスのご案内■

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト　自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト　自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:（いずれも土日祝日、年末年始を除く）
・電話介護相談　:9:00～17:00
・各種サービス優待紹介　:9:00～17:00
0120-428-834

電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

［ホームページアドレス］www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2
「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

・デイリーサポート　自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間:（いずれも土日祝日、年末年始を除く）
・法律相談　:10:00～18:00
・税務相談　:14:00～16:00
・社会保険に関する相談　:10:00～18:00
・暮らしの情報提供　:10:00～16:00
0120-285-110

法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
［ホームページアドレス］www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください　（各サービス共通）

・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

■ 団体総合生活保険 補償の概要等 ■

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【傷害補償】（天災危険補償特約付帯）

■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1　ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合** ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車を運転している場合に生じたケガ。 ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に**後遺障害が生じた場合** ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**入院された場合** ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合** ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1　傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2　「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3　1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**通院（往診を含みます。）された場合** ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1　ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	**国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合** ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害 ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的事故または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外において、**保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合** ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。 ◎以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器（じゅうき）、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物 等	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害 ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車を運転している場合に生じたケガ。 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的事故または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、**下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合** ■同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ■記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

【医療補償】

病気やケガ等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象とします。 *3 告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合** ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術（時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等）があります。	
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合** ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	
	傷害入院保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数（入院日数－傷害入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度（傷害入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	
	傷害手術保険金	ケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合** ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術（時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合等）があります。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
退院後通院保険金特約		保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■入院の原因となった病気やケガの治療のための通院（往診を含みます。）であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。	（「医療補償基本特約」と同じ）
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（被保険者が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 ⅰ. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ⅱ. 先進医療以外の評価療養のための費用 ⅲ. 選定療養のための費用 ⅳ. 食事療養のための費用 ⅴ. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 ⅰ. 診察 ⅱ. 薬剤または治療材料の支給 ⅲ. 処置、手術その他の治療	
	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、この特約の保険期間を通じて、1回に限ります。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】
「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。
*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。以下、同様とします。
*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。
※予告なく変更・中止となる場合があります。

【がん補償】

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
がんと診断確定されたときに、がん以外の身体に生じた障害の影響等によって、がんの病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
*1　補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。

> この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目ならびに厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

【ご注意】この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前にがんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。また、初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん 診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん 入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその**治療のため入院（日帰り入院も含む）を開始された場合** ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん 手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に**所定の手術*1を受けられた場合** ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1　手術の種類によっては、回数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。
	がん 通院保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院を開始し、20日以上の継続入院をして、以下の条件のすべてを満たす**通院（往診を含みます。）をされた場合** ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■20日以上の継続入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■20日以上の継続入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて180日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに20日以上の継続入院をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。

【介護補償】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［独自基準追加型（要介護2）］

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いしない主な場合</th></tr>
<tr><td>介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約＋所定の要介護状態（要介護2用）の追加補償特約</td><td>介護補償保険金</td><td>
保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合
①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。
<table>
<tr><td>歩行</td><td>壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。</td></tr>
<tr><td>寝返り</td><td>ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td></tr>
<tr><td>入浴その他の複雑な動作等</td><td>次のｱ. またはｲ. のいずれかに該当する状態
ｱ. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ｱ)および(ｲ)のいずれにも該当する状態をいいます。）
(ｱ)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。
(ｲ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。
ｲ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。</td></tr>
<tr><td>排せつ等日常生活上の一部の行為</td><td>次のｱ. からｳ. のいずれにも該当する状態
ｱ. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。）
ｲ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。
ｳ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。</td></tr>
</table>
②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。
・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) ズボンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のｱ. またはｲ. のいずれかに該当する状態であること。
ｱ. 2つ以上の行為についてできない状態
ｲ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態
・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。
(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。
(9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。
(14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。
(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。
(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(22) 自力で内服薬を服用できない。
(23) 金銭の管理ができない。
(24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。
(25) 現在の季節を理解できない。
(26) 今いる場所の認識ができない。

▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。
ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。
</td><td>
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた要介護状態*1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間の事故により生じた要介護状態
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
・先天性疾患によって生じた要介護状態
・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3
等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象とします。
*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。
</td></tr>
</table>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［マークのご説明］ 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項　注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み 契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約＊1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください ＊2 。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ●救援者費用等補償特約 ●葬祭費用補償特約（医療用・所得補償用） ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

＊1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
＊2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定 契約概要

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。
医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません＊1 。
＊1 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。

5 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
④ご加入者の加入部分＊1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分＊1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分＊1を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。

＊1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

［告知事項・通知事項一覧］

★：告知事項　☆：告知事項かつ通知事項

項目名＼基本補償・特約	傷害補償	医療補償 がん補償	介護補償
生年月日	－	★	★
性別	－	★	－
職業・職務*1	☆	－	－
健康状態告知*2	－	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等＊3」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。また、医療費用補償特約（こども傷害補償）をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項（☆）となります。

＊1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

＊2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

＊3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

［医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）］

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者＊4、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

＊4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。）。

a. 婚姻意思＊5を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

＊5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。）。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日＊6から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります＊7。

●責任開始日＊6から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません＊8（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

＊6 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

＊7 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

＊8 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

注意喚起情報

[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合＊2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

＊2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります（例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。）。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

注意喚起情報

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

契約概要　注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求＊1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。
＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

契約概要

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。
更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[加入依頼書等記載の内容]

加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、職員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

4 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

5 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・東京海上日動の定める就業不能状況記入書
・東京海上日動の定める就業障害状況報告書
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・所得を証明する書類
・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
＊1 法律上の配偶者に限ります。
●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

注意喚起情報

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の≪お問い合わせ先≫にて承ります。

一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル 0570-022808
通話料有料
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心110番
（事故受付センター）
事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ

通話料無料OK **0120-119-110**
事故は119番・110番
受付時間：**24時間365日**

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1．保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合
□保険期間
□保険の対象となる方
□保険金額、免責金額（自己負担額）
□保険料・保険料払込方法

2．加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	—
□加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上、6職種）	○	—	—	—	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *1 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○ *1	—
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○

3．重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社
＜2019年10月1日以降始期契約用＞
07E1－GN02－B19010－201904

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させてください。

医療補償、がん補償、介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合＊1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

＊1更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます　（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

告知書は保険の対象となる方**ご自身がありのままにご記入**ください。＊1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金を**お受け取りいただけない**ことがあります。＊2

＊1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
団体総合生活保険の介護補償のみに（追加）加入される場合、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

＊2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、
お引受けは次のA～Cのいずれか（がん補償・介護補償については、AまたはC）になります。

Aお引受けいたします（補償対象外となる病気・症状の設定はありません。）。
B補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします（なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。）。
C今回はお引受けできません。

お申込み後、保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。

告知いただく内容例＊3は次のとおりです。

① 入院または手術の有無（予定を含みます）
② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます）の有無
③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無
等

＊3　告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。（がん補償のみ）

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります（ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。）。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。　東京海上日動火災保険株式会社

MEMO

保険金のご請求について（「東京海上日動安心110番」にご連絡ください。）

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故は119番-110番

携帯・PHS OK **0120-119-110**

受付時間：24時間365日

具体的なご請求・ご相談に関しましては、「安心110番」で受付をさせていただいた後、書面もしくはお電話で担当からご連絡差し上げます。1事故、1被保険者ごとの保険金（入院保険金、通院保険金）の合計額が10万円以下（手術保険金を含めない金額）である場合、原則として診断書のご提出が省略できます。

よくあるご質問

Q 傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償は、別居の両親や結婚した子供は加入できますか？

A ご両親、お子様は別居、同居を問わず加入可能です。

Q 個人賠償責任補償・携行品補償の「保険の対象となる方」の範囲は？

A 会員、会員の配偶者、会員またはその配偶者の同居のご親族（＊1）・別居の未婚（＊2）のお子様（下宿している大学生等）が対象となります。

（＊1）親族とは、ご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
（＊2）未婚とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。

Q 事故の報告はいつまでにすれば良いですか？

A 事故の発生日時、場所、事故の概要を直ちにご連絡ください。

Q 傷害補償の保険金請求の際に診断書は必要ですか？

A 入院・通院保険金の合計請求額が10万円以下なら診断書は原則不要です。

Q 傷害補償は、蜂刺されは対象になりますか？

A 蜂に刺されたことが確認できれば傷害補償の対象になります。

Q 個人賠償責任補償では国外での事故も対象になりますか？

A 個人賠償責任補償では、日本国内外における日常生活で生じた偶然な事故によって第三者の身体・生命を害し、又は財物を破損したことにより負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

Q 保険期間中に加入者や家族に異動があった場合はどうしたら良いですか？

A ご加入者及びご家族に異動（改姓・死亡等）があった場合は、すみやかに（有）兵庫県職員互助サービスにご連絡ください。

Q セルフプレーでホールインワンをした場合にはどうしたら良いですか？

A 原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
同伴キャディがいない場合は、ゴルフ場使用人、先行・後続のパーティのプレーヤー等の同伴競技者以外の第三者に該当する方の目撃証明がある場合またはビデオ映像によりホールインワンを客観的に証明できる場合にお支払いが可能です。詳しくは（有）兵庫県職員互助サービスまでお問い合わせください。

Q 公的介護保険の対象年齢以外の方も加入できますか？

A 加入いただけます。詳細はP9の補償の範囲をご覧ください。

この保険は、一般財団法人兵庫県職員互助会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人兵庫県職員互助会が有します。

<ご注意>
現在ご加入の方につきましては、1ページに記載の加入締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

お問い合わせ先　取扱代理店

（有）兵庫県職員互助サービス

TEL.078-332-1212

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目15−3
兵庫県農業共済会館1階

ホームページ　http://www.hyogo-gojo-s.co.jp

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

携帯からのアクセスはこちらから

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
（幹事保険会社・担当課　神戸公務金融課　TEL 078-333-7241）

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

セコム損害保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

この保険契約は、左記保険会社による共同保険契約であり、幹事会社の東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います（但し、医療補償・がん補償・介護補償は東京海上日動火災保険（株）のみの引受となります）。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

2020年4月作成　20-T00235

＜加入依頼書　ご記入例＞

※複数の補償に加入される場合等、加入依頼書一枚で足りない場合は、各所属に余分を配布しておりますのでご活用ください

新規・変更・脱退の場合ご提出ください。
自動継続方式のため契約内容に変更のない場合はご提出不要です。

氏名	（カタカナ） （漢字）		
所属コード		職員コード	

①お名前・ご住所等、印字内容をご確認ください。
②補償内容をご確認ください。(全被保険者様分)
③＜ご希望の取り扱い欄＞「新規」「加入内容を変更」「全員脱退」のいずれかに○をご記入ください。
④全項目をご確認いただき、お間違いなければご署名いただき、ご提出をお願いいたします。

必ずフルネームで自署ください。　必ずご記入ください。

＜ご希望の取り扱い欄＞
いずれかの項目に○をつけてください。

ご希望のお手続き	○をつけていただく項目
ご加入者が新たに加入される場合	新規
本加入依頼書の内容を変更される場合	加入内容を変更
全員脱退する場合	全員脱退

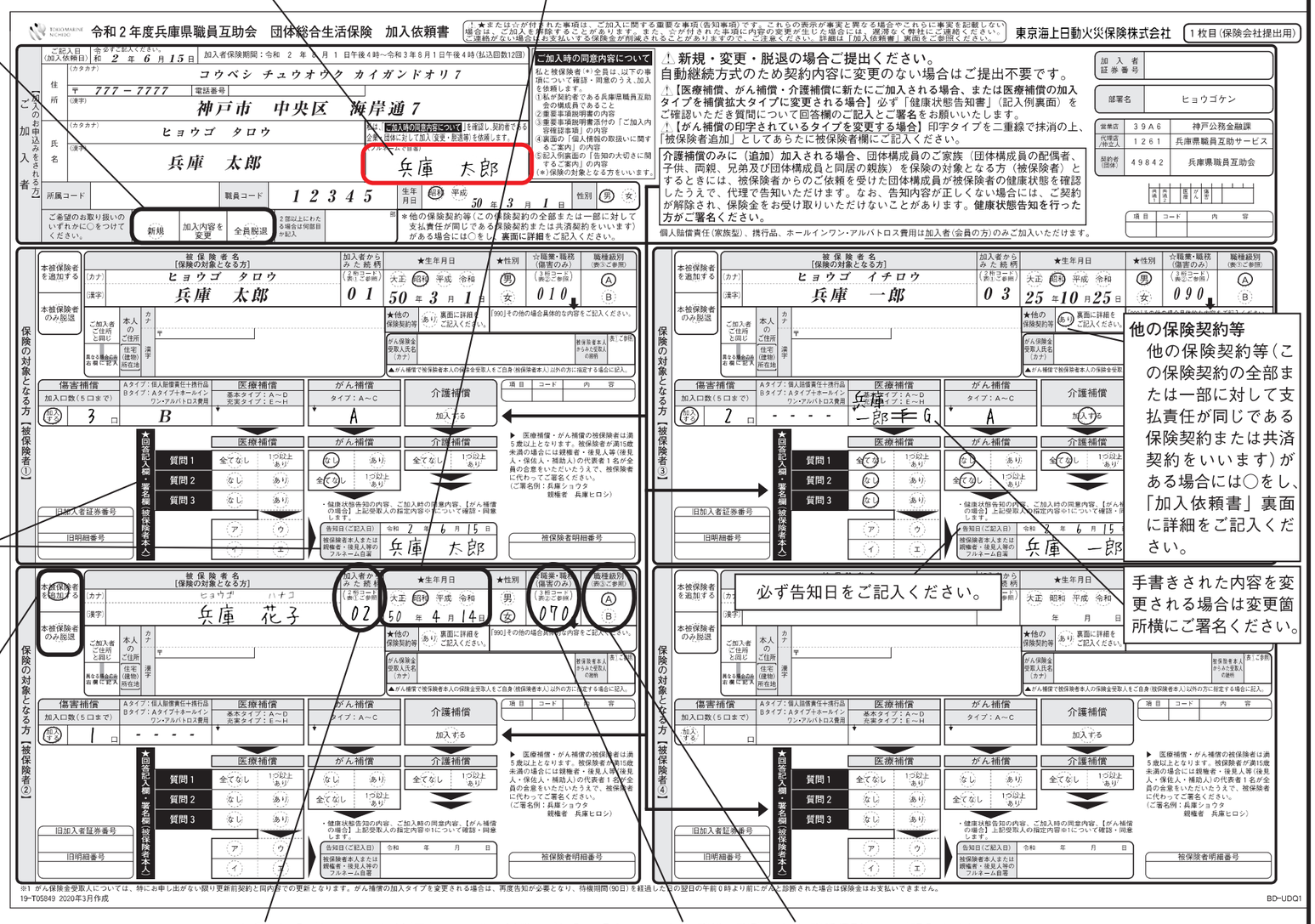

※1 がん保険金受取人については、特にお申し出がない限り更新前契約と同内容での更新となります。がん補償の加入タイプを変更される場合は、再度告知が必要となり、待機期間(90日)を経過した日の翌日の午前０時より前にがんと診断された場合は保険金はお支払いできません。

重要

●医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入の場合
●医療補償のご加入タイプを補償拡大に変更される場合

必ず加入依頼書１枚目(健康状態告知書)をご確認いただき質問について回答欄、告知日のご記入と右欄のご署名をお願いいたします。

いずれかの場合に○をつけてください。

	ご希望のお手続き
本被保険者を追加する	新たに本被保険者が加入される場合
本被保険者のみ脱退	本被保険者の加入をとりやめる場合

Point

がん補償タイプA～Cに加入される場合
タイプごとに被保険者欄をわけてご記入ください。

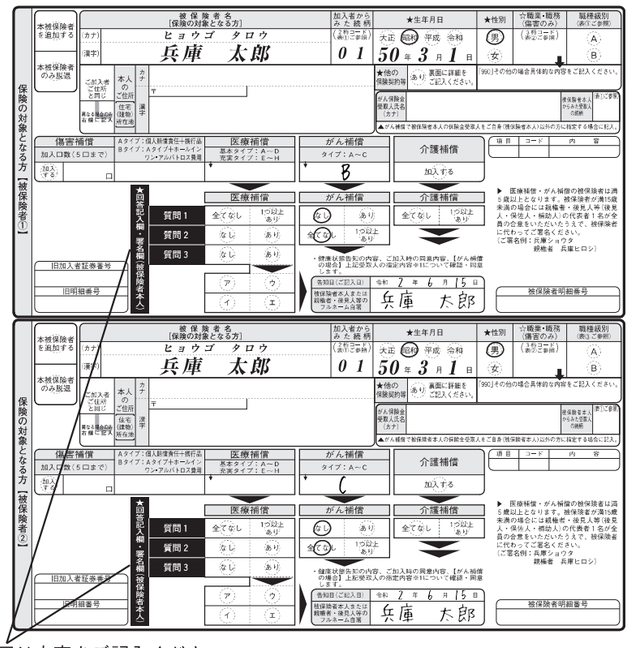

同じ内容をご記入ください。

他の保険契約等
他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます)がある場合には○をし、「加入依頼書」裏面に詳細をご記入ください。

A・B・Cそれぞれに加入される場合、被保険者欄をわけてご記入ください。
以下のパターンでの加入の際は、ご注意ください!

パターン①

「がん診断保険金100万」のご加入者が、「がん診断保険金200万」へ補償を変更されたい場合、新たに申し込む「がん診断保険金200万」の契約については、待機期間(90日間)が設けられ、健康状態告知書の取付が必要となります。

パターン②

「がん診断保険金100万」のご加入者が、追加で「がん診断保険金200万」に加入することで、がん診断保険金300万の補償が提供可能です。
ただし、追加で申し込む「がん診断保険金200万」の契約については、新たに待機期間(90日間)が設けられ、健康状態告知が必要となります。

パターン③

「がん診断保険金100万」の未加入者が、「がん診断保険金100万」「がん診断保険金200万」に加入することで、がん診断保険金300万の補償が提供可能です。
新たに申し込む「がん診断保険金100万」「がん診断保険金200万」の契約については、待機期間(90日間)が設けられ、それぞれ健康状態告知が必要となります。

詳細はパンフレットP.8をご参照ください

＜変更・訂正の場合＞

●訂正方法
・印字されている「がん補償」のタイプを変更される場合は、あらためて「被保険者追加」としてご記入ください。
・その他の印字内容を変更または訂正される場合は、右記例のとおり記入(印字内容を二重線で抹消の上、余白に記入)願います。手書きされた内容を訂正される場合は訂正箇所にご署名ください。

〔訂正例〕

医療補償
基本タイプ：A～D 充実タイプ：E～H
~~A~~ C

表①「加入者からみた続柄」

加入者からみた続柄＜2桁コード一覧＞			
01	本人	07	孫
02	配偶者	08	その他親族
03	父母		
04	子		
05	兄弟姉妹		
06	祖父母		

＜傷害補償にご加入の場合のみ＞表②「職業・職務」

職業・職務＜3桁コード一覧＞			
010	事務職	070	家事従事者
020	営業職	080	学生
030	自動車運転者	090	無職者
040	運輸従事者	990	その他 「加入依頼書(保険会社提出用)」の記入欄に具体的に記入してください。
050	金属製造加工作業者		
060	建設作業者		

表③「職種級別」

傷害補償職種級別	
A	下記以外(例 事務職・営業職・家事従事者・学生・無職者・その他)
B	自動車運転者(助手を含む)、採鉱・採石作業者、建設作業者、農林業作業者、漁業作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者

「告知の大切さに関するご案内」「健康状態告知書」必ずお読みください。(裏面)

告知の大切さに関するご案内　必ずお読みください。

ご注意事項

医療補償、がん補償、介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合（＊）には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

（＊）更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※1 介護補償のみに（追加）加入される場合、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけないことがあります。

告知書は保険の対象となる方ご自身がありのままにご記入ください。

ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

※ 介護補償のみに（追加）加入される場合、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけないことがあります。

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお受け取りいただけません。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けは次のA～Cのいずれか（がん補償、介護補償については、AまたはC）になります。

A　お引受けいたします（補償対象外となる病気・症状の設定はありません。）。
B　補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします（なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。）。
C　今回はお引受けできません。

告知いただく内容例は次のとおりです。

告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

①入院または手術の有無（予定を含みます）

②告知書記載の特定の疾病に関する、過去２年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます）の有無

③過去２年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無　等

以下のケースもすべて告知が必要です。

◎現在、医師に手術をすすめられている。

◎過去２年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。

◎過去２年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。（がん補償のみ）

お申込み後、保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

以下のご注意点もご確認のうえ、告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。
詳しくは、重要事項説明書記載の注意喚起情報をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

医療補償、介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります（ただし、支払責任の開始する日から１年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。）。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

別表	（がん補償）告知の対象とならない病気・ケガ一覧　「健康状態告知書」にご回答いただく際に使用します。
消化器・口腔の病気等	・そけいヘルニア　・痔　・虫垂炎（盲腸）　・慢性便秘　・口内炎　・舌炎　・手術をしていない胆石症 ・A型肝炎（A型と確定できているものに限ります）（＊1） ・胃炎（＊1）　・胃カタル（＊1）　・胃酸過多（＊1）　・急性腸炎（＊1）　・急性大腸炎（＊1） ・胃潰瘍（＊2）　・十二指腸潰瘍（＊2）
呼吸器の病気等	・ぜんそく　・急性気管支炎　・急性咽頭炎　・急性へんとう炎　・慢性へんとう炎　・へんとう肥大　・アデノイド　・上気道炎 ・副鼻腔炎（ちくのう症）　・鼻炎　・花粉症
運動器の病気等	・関節炎　・四十肩　・五十肩　・ガングリオン　・腱鞘炎　・脊柱側弯症 ・先天性股関節脱臼　・オスグット病　・変形性関節症　・後縦靭帯骨化症　・脊柱管狭窄症　・坐骨神経痛 ・椎間板ヘルニア　・腰椎すべり症　・腰椎分離症
代謝・免疫の病気等	・糖尿病　・痛風　・高尿酸血症　・脂質異常症（高脂血症）　・関節リウマチ ・急性リウマチ熱（＊1）
目・耳の病気等	・トラコーマ　・結膜炎　・角膜炎　・白内障 ・外耳炎　・急性中耳炎
循環器の病気等	・不整脈　・心房細動　・期外収縮　・徐脈　・頻脈　・心雑音　・狭心症　・心筋梗塞　・心臓弁膜症　・心肥大 ・高血圧症
泌尿・生殖器の病気等	・遊走腎　・腎下垂　・尿管結石　・腎臓結石　・膀胱結石　・尿道結石　・膀胱炎　・尿道炎 ・腎のう胞（＊3）
皮膚の病気等	・水虫　・いんきん　・たむし　・白せん　・たこ　・わきが　・うおのめ　・いぼ　・あせも　・にきび ・しもやけ　・とびひ　・湿疹　・接触皮膚炎　・アトピー性皮膚炎　・じんましん　・帯状疱疹　・ヘルペス
女性の病気等	・妊娠　・子宮外妊娠　・子宮下垂　・子宮脱　・妊娠中毒症　・悪阻　・産じょく熱　・前置胎盤　・胎盤早期剥離 ・死産　・切迫早産　・切迫流産　・早産　・流産　・帝王切開　・不妊症　・更年期障害
感染症・寄生虫病	・インフルエンザ　・かぜ　・水ぼうそう　・風しん　・はしか ・回虫　・ぎょう虫症
ケガ	・全てのケガ（ただし、外傷が原因と特定できる場合に限ります）

（＊1）治療内容に関係なく現在完治している場合に限り、告知の対象外となります。
（＊2）入院・手術を行わずに治療し、現在完治している場合に限り、告知の対象外となります。
（＊3）健康診断・人間ドックによって発見されたもので、要治療との指摘を受けていないものに限り、告知の対象外となります。

健康状態告知書

以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は加入依頼書内の「**回答記入欄**」にご記入ください。

医療補償にご加入の方

質問 1
●**告知日（ご記入日）より過去３か月以内**に入院をしたこと、または手術を受けたことはありますか。
●**現在**入院または手術の予定（医師からすすめられている場合を含みます）はありますか。

1つ以上あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。
全てなし → ※正常分娩に伴う入院・手術を除きます。

質問 2
●**告知日（ご記入日）より過去２年以内**に【A表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または【A表】の病気・症状のため医師の指示による検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けたことはありますか。

あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。
なし → （注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

質問 3
●**告知日（ご記入日）より過去２年以内**に【B表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または【B表】の病気・症状のため医師の指示による検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けたことはありますか。（「あり」の場合には、ア～エのうち該当するもの全てに○をつけてください。）

あり → お引受けすることができますが、質問３で、○をつけたア～エに対応する【C表】の病気・症状が補償対象外（特定疾病等不担保特約セット）となります。
なし → （注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

お引受けできます。
回答をご記入のうえご署名ください。

上記にご同意いただける場合は、お引受けできます。
回答をご記入のうえご署名ください。

【A表】お引受けできない病気・症状

悪性新生物	・がん（悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む） ・上皮内がん（上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成を含む）
循環器系の病気・症状	・脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む） ・心臓病（狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む） ・動脈の疾患（動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む）
消化器系の病気・症状	・胃潰瘍　・十二指腸潰瘍　・肝炎（A型肝炎をのぞく）　・肝硬変　・慢性膵炎
呼吸器系の病気・症状	・ぜんそく（気管支喘息）（プレドニゾロン、プレドニン、メドロール、レダコート、リンデロン等の経口ステロイドを処方された場合）　・慢性気管支炎　・肺気腫
泌尿・生殖器系の病気・症状	・腎不全　・腎硬化症　・慢性腎炎　・ネフローゼ
眼の病気・症状	・眼底出血　・網膜の病気
その他の病気・症状	・糖尿病（高血糖・糖尿病の合併症を含む）　・結核　・免疫不全症　・メニエール病 ・認知症（アルツハイマー病を含む）　・精神の病気（アルコール・薬物依存を含む） ・脳・神経の病気（アルコール・薬物依存を含む） ・膠原病（全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む） ・厚生労働省指定の難病（指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方）

【B表】条件付でお引受けできる病気・症状

ア	高血圧症、脂質異常症（高脂血症）
イ	白内障、緑内障
ウ	脊椎、背骨および椎間板の障害（脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症を含む）
エ	前立腺肥大、子宮筋腫

【C表】補償対象外となる病気・症状＊1

ア	脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓）、狭心症、心筋梗塞、不整脈＊2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ	白内障、緑内障（質問３で告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。）
ウ	脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ	前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

＊1 主治医が【C表】記載の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますので、ご注意ください。
＊2 心房細動は補償の対象となります。

がん補償にご加入の方

質問 1
今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。＊3

＊3 「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成

あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。
なし → 1つ以上あり

質問 2
下記の質問にお答えください。（一部の「病気・ケガ」については告知の対象外となります。詳しくは左記【別表】をご参照ください。）

●**告知日（ご記入日）より過去３か月以内**に、医師の診察を受けた結果、服薬・治療・検査・入院・手術を受けたこと、またはすすめられたことがありますか。

●**告知日（ご記入日）より過去２年以内**に以下のいずれかに該当したことがありますか。
①健康診断・人間ドックを受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常（要治療・要精密検査・１年以内の要再検査をいいます。）を指摘されたこと
②医師の診察の結果、定期的な診察・検査を受けるよう指摘されたこと

●**告知日（ご記入日）より過去５年以内**に、病気やケガで、「継続して７日以上」の入院をしたこと、または手術を受けたりすすめられたことがありますか。

全てなし → **お引受けできます。**
回答をご記入のうえ
ご署名ください。

介護補償にご加入の方

質問 1
●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありますか。

●**現在**「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着脱」「店での買い物」「公共の交通機関を利用しての外出」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要としますか。

●**告知日（ご記入日）より過去２年以内**に高血圧症もしくは脂質異常症（高脂血症）により入院をしたこと、【D表】の病気・症状であると医師に診断されたこと、または【D表】の病気・症状のため医師の指示による検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けたことはありますか。

（注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。
なし → 1つ以上あり

【D表】お引受けできない病気・症状

・がん（悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がん（上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成を含む）を除く）
・心臓病（狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症を含む）　・脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む）
・肝硬変　・慢性肝炎　・慢性気管支炎
・肺気腫　・慢性腎炎　・腎不全
・糖尿病（高血糖・糖尿病の合併症を含む）
・白内障（手術を行った場合を除く）
・緑内障
・両眼の失明　・加齢黄斑変性症　・精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）
・脳、神経の病気（アルコール・薬物依存を含む）　・認知症（アルツハイマー病を含む）
・膠原病（全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む）
・（骨折歴を伴う）骨粗しょう症　・関節炎（リウマチ性、変形性）　・厚生労働省指定の難病（指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方）
・転倒による骨折　※転倒による骨折とは、例えば歩行中や階段の昇り降りにおいてご自身で転倒したものを指します。

全てなし → **お引受けできます。**
回答をご記入のうえ
ご署名＊4ください。

1つ以上あり → **申し訳ございませんが、お引受けできません。**

＊4 注意事項をご確認の上、健康状態告知を行った方がご署名ください。

■他の保険契約等（※）

具体的な内容をご記入ください。

（※）他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日 （補償の満了する日）	保険金額・支払限度額 （ご契約金額）（ご契約金額 単位：万円）

■補償の重複に関するご注意

個人賠償責任補償特約等をご契約される場合で保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

■告知事項・通知事項一覧

表面でご説明している告知事項・通知事項は、保険種類ごとに異なります。
下表をご確認いただき、ご加入いただく保険種類に該当する事項について、正しくご記入いただきますようお願いいたします。
⚠ これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

★：告知事項
☆：告知事項かつ通知事項

保険種類 ／ 項目名	傷害補償	個人賠償責任補償 携行品、ホールインワン・ アルバトロス費用補償	医療補償 がん補償	介護補償
生年月日	―	―	★	★
性別	―	―	★	―
職業・職務 ＊1	☆	―	―	―
他の保険契約等	★	★	★	★
健康状態告知 ＊2	―	―	★	★

＊1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
＊2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
（＊）更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。